

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十七号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中「第七十一条第一項において準用する場合を含む。」の下に「及び徴収法第七十二条第一項」を、「第七十三条第一項」の下に「及び徴収法第七十三条の二第一項」を加える。

様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号 更正 (決定) 及び加算金額決定通知書 その 1

法人 事業税・地方 法人 特別 税金
更正 (決定) 及び加算金額決定通知書

所在地 名称 様

地方税法第56条第 1 項、第72条の39第 1 項、第72条の41第 1 項、第72条の41の2第 1 項、第72条の46第 1 項、第72条の47第 1 項及び第72条の48の2第 1 項 (地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。) の規定により、次のとおり更正 (決定) したので、通知します。
この通知に基づき不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、指定納期限までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。

この通知により	金額	円
指 定 納 期 限	年 月 日	

更正 (決定) の理由

年 月 日

秋田県総合県税事務所長

印

課税番号/発源番号	事業年度	日	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理	資本金等の額
	年月日	まで		年月日	年月日		
区 分			更正	(決定)	額		
課税標準となる法人税額の総額 (1)			課税標準額 (円)	税率 (%)	税額 (円)	既納付確定額 (円)	増減額 (円)
本県分の課税標準となる法人税額 (2)							
県民税の特定寄附金税額控除額 (3)							
外国の法人税等の額の控除額 (4)							
仮装経理に基づく控除額 (5)							
利子割額等の控除額 (6)							
差引法人税額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6) (7)							
租税条約の実施に係る控除額 (8)							
過天であった既還付請求利子割額 (9)							
納付すべき法人税額 (7)-(8)+(9) (10)							
平均							
控除しきれなかった利子割額 (13)							
所得又は清算所得の総額 (14)							
所得 万円以下 の金額 (15)							
所得 万円超 (標準) の金額 (17)							
計 (15)+(16)+(17) (18)							
控除 適用 の金額 (19)							
行 加 価 額 の 総 額 (20)							
資 本 金 等 の 総 額 (22)							
取 入 金 等 の 総 額 (24)							
取 入 金 額 の 総 額 (25)							
計 (18)+(19)+(21)+(22)+(24) (26)							
改正 法 附 則 控 除 額 (27)							
事業税の特定寄附金税額控除額 (28)							
仮装経理に基づく控除額 (29)							
租税条約の実施に係る控除額 (30)							
差 引 計 (26)-(27)-(28)-(29)-(30) (31)							
地 特 所 得 割 額 (32)							
方 別 仮 装 経 理 に 基 づ っ た 控 除 額 (33)							
法 租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 控 除 額 (34)							
人 租 差 引 計 (32)+(33)+(34) (35)							
区 分			対応税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)	既納付確定額 (円)	増減額 (円)
過 少 申 告 加 算 金 (37)							
不 申 告 重 加 算 金 (38)							
(加 算 分) 金 (39)							
(重 加 算 分) 金 (40)							
延滞金額							
この処分に不服がある場合の救済の方法	法律による金額 (この欄には、様式第3号の例による数字の文を記載すること。)						

様式第8号 更正（決定）及び加算金額決定通知書 その2

年 月 日

特別徴収義務者
住（居）所
（所在地）
氏 名
（名称）

様

秋田県総合県税事務所長

印

県民税利子割 更正（決定）及び加算金額決定通知書

地方税法第71条の11第 項並びに第71条の14第 項及び第71条の15第 項の規定により、次のとおり更正（決定）したので、通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、指定納期限までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納入（納付）してください。

特別徴収義務者番号		課税番号		実績年月	年 月	申告期限	
利 子 種 別							
更正（決定）の理由							
本 税	区 分	課 税		非 課 税（支 払 額）			
		支 払 額（円）	税 額（円）	非 居 住 者・ 外国法人（円）	そ の 他（円）		
	更正（決定）額 ①						
	既 納 入 額 ②						
増 減 額（①－②）			③				
加 算 金	区 分	対象税額（円）	率（%）	加算金額（円）	既納付額（円）	増減額（円）	
	過少申告加算金						
	（加重分）						
	不申告加算金						
	（加重分）						
	重 加 算 金						
			加 算 金 額 ④				
指 定 納 期 限	年 月 日	納 入（納 付）す べ き 額（③＋④）				円	
延 滞 金 額	法律による金額						
この処分に不服がある 場合の救済の方法	（この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。）						
備 考							

様式第8号 更正（決定）及び加算金額決定通知書 その3

年 月 日

特別徴収義務者

住（居）所
（所在地）

氏 名
（名称） 様

秋田県総合県税事務所長

印

県民税配当割 更正（決定）及び加算金額決定通知書

地方税法第71条の32第 項並びに第71条の35第 項及び第71条の36第 項の規定により、次のとおり更正（決定）したので、通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、指定納期限までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納入（納付）してください。

課 税 番 号		実績年月	年 月	申告期限				
更正（決定）の理由								
特定配当等の種類								
本 税	区 分	課 税 (a)		還 付 (b)		非課税(c)	合計(a) - (b) + (c)	
		支払額(円)	税額(円)	支払額(円)	税額(円)	支払額(円)	支払額(円)	税額(円)
	更正（決定）額①							
	既 納 入 額②							
	増 減 額 (① - ②)							③
加 算 金	区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付額(円)	増減額(円)		
	過少申告加算金 (加重分)							
	不申告加算金 (加重分)							
	重 加 算 金							
		加 算 金 額 ④						
	指定納期限	年 月 日	納入（納付）すべき額(③ + ④)				円	
延滞金額	法律による金額							
この処分に不服がある 場合の救済の方法	(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)							
備考								

様式第8号 更正（決定）及び加算金額決定通知書 その4

年 月 日

特別徴収義務者

住（居）所
（所在地）

氏 名
（名称）

様

秋田県総合県税事務所長

印

県民税株式等譲渡所得割 更正（決定）及び加算金額決定通知書

地方税法第71条の52第 項並びに第71条の55第 項及び第71条の56第 項の規定により、次のとおり更正（決定）したので、通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、指定納期限までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納入（納付）してください。

課 税 番 号		実績年月	年 月	申告期限					
更正（決定）の理由									
本 税	区 分	課 税 (a)		還 付 (b)		非課税(c)	合計(a) - (b) + (c)		
		支払額(円)	税額(円)	支払額(円)	税額(円)	支払額(円)	支払額(円)	税額(円)	
	更正（決定）額①								
	既 納 入 額②								
	増 減 額 (① - ②)							③	
加 算 金	区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付額(円)	増減額(円)			
	過少申告加算金 (加重分)								
	不申告加算金 (加重分)								
	重 加 算 金								
					加 算 金 額 ④				
	指 定 納 期 限	年 月 日	納 入 (納 付) す べ き 額 (③ + ④)			円			

延 滞 金 額	法律による金額
この処分不服がある 場合の救済の方法	(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)
備 考	

様式第8号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その5

ゴルフ場利用税 更正(決定) 及び加算金額決定通知書

年 月 日

特別徴収義務者

住 所
(所在地)
氏 名
(名称)

様

秋田県総合県税事務所長



地方税法第79条第 項、第90条第 項及び第91条第 項の規定により、次のとおり更正(決定)したので、通知します。
この通知に基づき不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、指定納期限までに納入(納付)してください。

登録番号	施設名称		
	施設所在地		
納めるべき税(金)額	過少申告加算金	未申告加算金	追加算金
円	円	円	円

指定納期限
年 月 日

更正(決定)の内訳	実績年月	既申告・更正・決定年月	法定納期限	等級	税率(円)	課 税 額		課 税 額		加算金区分・基礎税額・課率・金額	備考
						既申告・既更正・既決定額	利用人員(人)	課 税 額	利用人員(人)		
	年 月	年 月	年 月								

注1 税率、利用人員及び税額のほかに課税内日課税利用分です。
注2 地方税法第90条第1項又は第3項の規定により過少申告加算金又は未申告加算金に加算される金額がある場合は、当該加算される部分に係る基礎税額及び課率%を加算金額の上段に表示しています。

この処分に不服がある 場合の救済の方法	この欄には、様式第3号の例による数字の文を記載すること。
延滞金	本税、加算金のほか、本税完納の日まで法律に基づき計算された延滞金が加算されます。

- 納 入 (納 付) 所
- 秋田県指定金融機関
 - 秋田県収納代理金融機関
 - 東北各県内のみちのち銀行又は郵便局
 - 秋田県総合県税事務所(支所を含む。)

様式第8号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その6

自動車取得税の更正(決定)及び加算金額決定通知書					
納税義務者 住(居)所 氏名(名称)				年 月 日 様 秋田県総合県税事務所長 印	
次のとおり地方税法第129条第 項並びに第132条第 項及び第133条第 項の規定により更正(決定)したので、通知します。					
この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。					
自動車の登録番号	車 名	型 式	類別区分番号(形状)	取 得 年 月 日	
				. .	
定 置 場			種別用途		
摘 要	課 税 標 準 額	税率	税 額		
更 正 (決 定) 額	円	— 100	円		
申 告 額		— 100			
差 引 過 不 足 額		/			
加 算 金	区 分	基 本 税 額	率	金 額	
	過少申告 加算金	通常額	円	— 100	円
		加算額		— 100	
		計	/		
	不申告加 算金	通常額		— 100	
		加算額		— 100	
		計	/		
重 加 算 金		— 100			
延 滞 金 額	法律による金額				
備 考					
この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)				

様式第 8 号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その7

軽油引取税 更正 (決定) 及び加算金額決定通知書

特別徴収義務者(納税者)

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

年 月 日

秋田県総合県税事務所長



地方税法第144条の44第 項、第144条の47第 項及び第144条の48第 項の規定により、次のとおり更正 (決定) したので、通知します。
この通知に基づき不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、指定納期限までに納入(納付)すべき場所に納入(納付)してください。

営 事 番 号		課 税 年 度		不 足 金 額 (延滞金は含まれません。)		税 額		加 算 金 額		合 計		指 定 納 期 限	
期別	区分 (1/当)	税率	更正(決定)額 課税標準額(ア)	税額(イ)	課税標準額(ウ) 円	既申告・既更正・既決定額 税額(エ) 円	課税標準額(ア)-(ウ) 円	税額(イ)-(エ) 円	申告年 月 日	納期限 種別	基礎税額(円)	課率(%)	金額(円)

この処分に不服がある場合の取済の方法

延滞金

本税、加算金のほか、本税完納の日まで法律に基づき計算された延滞金が加算されます。

(この欄には、様式第 3 号の例による数字の文を記載すること)

納入 (納付) すべき場所

- ・秋田県指定金融機関
- ・秋田県収納(理)金融機関
- ・東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- ・秋田県総合県税事務所(支所を含む。)

様式第8号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その8

特別徴収義務者(納税者)

住所(所在地)氏名(名称)

様

産業廃棄物税 更正(決定) 及び加算金額決定通知書

年 月 日

地方税法第733条の16第 1項、第733条の18第 1項及び第733条の19第 1項の規定により、次とおり更正(決定)したので、通知します。この通知に基づき不足税額並びに不足税額に対する延滞税額及び加算金額については、指定期限までに納入(納付)すべき場所に納入(納付)してください。

秋田県総合県税事務所長

印

登録番号	処分場名称
納めるべき税(金)額	処分場所在地
円	本税額
	追加申告加算金
	円
	不申告加算金
	円
	重加算金
	円

指定期限
年 月 日

更正(決定)の内訳

実納年月	更正・更正 決定年月日	法定納期限	納税	税率(%)	更正・更正・更正 決定額		更正		増減額	加算金区分・基礎税額・課率・金額		備考		
					税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)		増減税額自計	増減率(%)		金額	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	1											
			2											
			3											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											
			計											

注 地方税法第733条の18第1項又は第2項の規定により過少申告加算金又は不申告加算金に加重される金額がある場合は、当該加重される部分に係る基礎税額及び課率%を加算金額の上限に課税しています。

この欄には、様式第3号の例による数字の文を記載すること。

この区分に不明がある場合の救済の方法

延滞金

本税、加算金のほか、本税完納の日まで法律に基づき計算された延滞金が加算されます。

納入(納付)すべき場所

・秋田県指定金融機関
・秋田県収納(理)金融機関
・東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
・秋田県総合県税事務所(支所を含む)

税の更正(決定)及び加算金額決定通知書		年 月 日	番 号	業 種
特別徴収義務者 又は納税者		様	名 称	
			所 在 地	
地方税法第 条第 項及び第 条第 項並びに第 条第 項及び第 条第 項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。		秋田県総合県税事務局長 <input type="checkbox"/>	納付(納入)すべき期限	年月日
			納付(納入)すべき場所	秋田県指定金融機関 秋田県収納代理金融機関 東北各県内の郵便局
			この処分に不服がある場合の救済の方法	
			(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)	
			延滞金	本税、加算金のほか、本税完納の日まで法律に基づき計算された延滞金が加算されます。

更正(決定)の対象年月	本 税		加 算 金					申告年月日		備 考
	区 分	課税標準 税 額	区 分	基本 税 額	率	金 額	申告 期限	申告 期限		
年 月分	① 今回 した額	円	過少申告 加算金	通常額 加算額	円	%	円			
	② 既に確定している額		不申告 加算金	通常額 加算額						
	差引増減額(①-②)		重 加 算 金							
年 月分	① 今回 した額	円	過少申告 加算金	通常額 加算額	円	%	円			
	② 既に確定している額		不申告 加算金	通常額 加算額						
	差引増減額(①-②)		重 加 算 金							
年 月分	① 今回 した額	円	過少申告 加算金	通常額 加算額	円	%	円			
	② 既に確定している額		不申告 加算金	通常額 加算額						
	差引増減額(①-②)		重 加 算 金							
年 月分	① 今回 した額	円	過少申告 加算金	通常額 加算額	円	%	円			
	② 既に確定している額		不申告 加算金	通常額 加算額						
	差引増減額(①-②)		重 加 算 金							
年 月分	① 今回 した額	円	過少申告 加算金	通常額 加算額	円	%	円			
	② 既に確定している額		不申告 加算金	通常額 加算額						
	差引増減額(①-②)		重 加 算 金							
年 月分	① 今回 した額	円	過少申告 加算金	通常額 加算額	円	%	円			
	② 既に確定している額		不申告 加算金	通常額 加算額						
	差引増減額(①-②)		重 加 算 金							

様式第二十四号を次のように改める。

様式第24号 担保提供書

	処 理 事 項	通 信 日 付 印 . .								
担 保 提 供 書										
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 年 月 日 </div> (宛先)秋田県総合県税事務所長 担保提供者(納税者又は特別徴収義務者) 住 所 (所在地) 氏 名 ① (名称及び代表者氏名)										
徴収換価の猶予に係る次の県税に係る徴収金について、次により担保を提供します。										
徴収 (換 価) 猶 予	年度	税目	期(月)別	納期限	番号	税額 円	加算 金 円	※ 延 滞 金 法律による金額 (円)	円	計 円
								"		
								"		
								"		
	計							"		
担保物件の表示										
担保が保証人であるときは、その保証人の住所、職業、氏名及び生年月日										
添付書類										
摘要										
徴収換価の猶予に係る上の県税に係る徴収金の担保として、上の物件の提供を承諾します。										
年 月 日 担保物件の所有者 住 所 (所在地) 氏 名 ① (名称及び代表者氏名)										
(注) 担保提供請求又は担保変更(増担保提供)請求に係る提供である場合は、摘要欄にその旨を記載してください。 担保が保証人であるときは、納税保証書を併せて提出してください。										

様式第三十一号を次のように改める。

様式第31号



処 理 事 項	通信日付印				

保 全 担 保 提 供 書	
年 月 日	
(宛先)秋田県総合県税事務所長	
提 供 者	
住 所	
(所在地)	
氏 名	
(名 称) (印)	
年 月 日付保全担保提供命令に係る担保を、次のとおり提出します。	
提供する担保の種類、 性質、価額、所在等の 明細	
担保が保証人であるときは、その保証人の住所、職業、氏名及び生年月日	
添 付 書 類	
摘 要	

(注) 担保が保証人であるときは、納税保証書を併せて提出してください。

様式第三十八号及び様式第四十一号中「㊦」を「㊧」に改める。
様式第四十二号及び様式第四十三号を次のように改める。

差 押 調 書												
											年 月 日	
											秋田県総合県税事務所 秋田県徴税吏員 (印)	
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、地方税法											の規定により財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定によ	
りこの調書を作成します。												
滞 納 者		住 (居) 所 (所 在 地)				氏 名 (名 称)						
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限 督促状 発付日	法定納期限	番 号	税 額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額 (円)	円	
										"		
										"		
										"		
										"		
	計										"	
※ 滞納処分費		法律による金額 (円)		滞納処分費徴収の主たる理由その他					滞納金合計			
(名称、数量、性質及び所在)												
滞納処分のため捜索 した場所又は財産						捜索日時		年 月 日			午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分まで 午後 時 分まで	
立 会 人												
差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 住(居)所 氏名 (印)												
上記差押財産封印のまま保管します。 年 月 日 住(居)所 氏名 (印)												
上記差押財産を搬出する。 年 月 日 秋田県総合県税事務所 秋田県徴税吏員 (印)												
この処分に不服が ある場合の救済の 方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)										

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この調書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第42号 差押調書 その2

差 押 調 書 (債 権 用)													
											年 月 日		
											秋田県総合県税事務所 秋田県徴税吏員	(印)	
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、地方法規によりこの調書を作成します。 この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。											の規定により財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の		
滞納者	住(居)所 (所在地)						氏名 (名称)						
滞納金額	年度	税目	期(月)別	納期限 督促状 発付日	法定納期限	番号	税額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考	
							円	円	円	法律による金額 (円)	円		
										"			
										"			
										"			
										"			
	計										"		
※滞納処分費		法律による金額 (円)		滞納処分費徴収の主たる理由その他					滞納金合計				
差押債権	債務者	住(居)所 (所在地)						氏名 (名称)					
履行期限 年 月 日													
差押調書(謄本)を受領しました。 年 月 日 住(居)所 氏名 (印)													
債権差押通知書(第三債務者宛て)を受領しました。 年 月 日 住(居)所 氏名 (印)													
(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)													
この処分に不服がある場合の救済の方法													

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この調書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

差 押 調 書												
											年 月 日	
											秋田県総合県税事務所 秋田県徴税吏員	(印)
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、地方税法						の規定により財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の						
規定によりこの調書を作成します。												
滞納者	住(居)所 (所在地)					氏名 (名称)						
滞 納 金 額	年度	税目	期(月)別	納期限 督促状 発付日	法定納期限	番号	税額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額	円	
										(円)		
										"		
										()		
										"		
										()		
計										()		
※滞納処分費		法律による金額		滞納処分費徴収の主たる理由その他					滞納金合計			
		(円)										
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)											
差押調書(謄本)を受領しました。												
年 月 日			住(居)所 氏名									(印)
差押通知書(第三債務者宛て)を受領しました。												
年 月 日			住(居)所 氏名									(印)
この処分不服がある場合の救済の方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)										

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この調書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

差 押 調 書												
											年 月 日	
											秋田県総合県税事務所 秋田県徴税吏員	(印)
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、地方税法											の規定により財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の	
規定によりこの調書を作成します。												
滞納者		住(居)所 (所在地)				氏名 (名称)						
滞 納 金 額	年度	税目	期(月)別	納期限 督促状 発付日	法定納期限	番号	税額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額 (円)	円	
										"		
										"		
										"		
										"		
	計										"	
※滞納処分費		法律による金額 (円)			滞納処分費徴収の主たる理由その他					滞納金合計		
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)											

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この調書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

質権等設定財産差押通知書												
質権者等 住(居)所 氏名										年 月 日		様
秋田県総合県税事務所長										印		
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、あなたが 権を設定している財産を差し押さえましたので、国税徴収法第55条の規定により通知します。												
滞納者	住(居)所 (所在地)						氏名 (名称)					
滞 納 金 額	年度	税目	期(月)別	納期限	法定納期限	番号	税額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額 (円)	円	
										〃		
										〃		
										〃		
										〃		
										〃		
										〃		
計										〃		
※滞納処分費		法律による金額 (円)	滞納処分費徴収の主たる理由その他							滞納金合計		
差押年月日			年 月 日									
差 押 財 産												
この処分不服がある場合の救済の方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)										

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第四十五号を次のように改める。

財 産 引 渡 命 令 書

年 月 日

第三者(滞納者)

住(居)所

氏 名 様

秋田県総合県税事務所長

印

次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため必要があるので、国税徴収法第58条第2項(同法第71条第3項)の規定により、あなたが占有している次の滞納者の(次の)財産を徴税吏員に引き渡してください。

滞 納 者	住(居)所 (所在地)								
	氏 名 (名称)								
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限	番 号	税 額	加算金	※延滞金	計
						円	円	法律による金額 (円)	円
								"	
								"	
								"	
								"	
	計								"
滞納処分費		※金 額 法律による金額 (円)		滞納処分費徴収の主たる理由その他			滞納金合計		
引 渡 命 令 財 産	(名称、数量、性質及び所在)								
	占有者	住(居)所 氏 名							
引渡期限	年 月 日			引渡場所					
この処分 に不服が ある場合 の救済の 方法	(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)								

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この命令書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第四十八号中「四」を「四」に改める。

様式第四十九号及び様式第五十号を次のように改める。

債 権 差 押 通 知 書												
(第三債務者)											年 月 日	
住(居)所 氏 名 様											秋田県総合県税事務所 秋田県徴税吏員	
次の滞納に係る徴収金を徴収するため、債権を差し押さえますから、履行期限までに総合県税事務所に支払ってください。この通知を受けた後に債権者に支払っても、その支払は無効です。											(印)	
滞 納 者	住(居)所 (所在地)					氏 名 (名称)						
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限	法定納期限	番 号	税 額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額 (円)	円	
										"		
										"		
										"		
	計										"	
※ 滞納処分費		法律による金額 (円)		滞納処分費徴収の主たる理由その他					滞納金合計			
差 押 債 権	債務者	住(居)所 (所在地)					氏 名 (名称)					
(名称)												
履 行 期 限			年 月 日									
この処分に不服がある場合の救済の方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)										

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第50号

抵当権等により担保される債権差押通知書												
権利者等 住(居)所 氏 名	様	年 月 日										
秋田県総合県税事務所長										印		
次の滞納に係る徴収金を徴収するため、財産を差し押えたので国税徴収法第64条の規定により通知します。												
滞納者	住(居)所 (所在地)			氏 名 (名称)								
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限	法定納期限	番 号	税 額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額 (円)	円	
										"		
										"		
										"		
	計										"	
※滞納処分費		法律による金額 (円)			滞納処分費徴収の主たる理由その他				滞納金合計			
差 押 年 月 日		年 月 日										
登 録 年 月 日		年 月 日										
担保の目的となる 債 権 表 示												
摘 要												
この処分に不服がある場合の救済の方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)										

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

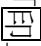

様式第五十一号中「㊦」を「㊧」に改める。
様式第五十二号を次のように改める。

差 押 書												
滞 納 者 住（居）所 氏 名										年 月 日		
秋田県総合県税事務所 秋田県徴税吏員										(印)		
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、地方税法												
の規定により、財産を差し押さえます。												
滞納者	住（居）所 （所在地）						氏 名 （ 名 称 ）					
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限 督促状発付日	法定納期限	番 号	税 額 円	加算金 円	重加算金 円	※延滞金 法律による金額 (円)	計 円	備 考
										"		
										"		
										"		
										"		
計										"		
※滞納処分費 (円)		法律による金額		滞納処分費徴収の主たる理由その他						滞納金合計		
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)											
この処分 に不服が ある場合 の救済の 方法	1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内（地方税法第19条の4に規定する日がこの期間内にあるときは、その日まで）に、知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく総合県税事務所長を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)又は(3)に該当する場合であつても、地方税法第19条の4に規定する日後は、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。											

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この調書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第五十五号を次のように改める。

差 押 財 産 占 有 調 書			
			年 月 日
秋田県徴税吏員			(印)
次のとおり差押財産を占有する。			
滞 納 者	住 (居) 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	
占 有 財 産	(名 称 、 数 量 、 性 質 及 び 所 在)		
	差 押 年 月 日		
差押財産占有調書謄本を受領しました。			
年 月 日		立会人 ()	
(印)			
差押財産占有調書謄本 (下記保管者宛て) を受領しました。			
年 月 日			
(印)			
この処分に不服 がある場合の救 済の方法	(この欄には、様式第 3 号の例による教示の文を記載すること。)		
上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命ずる。			
様			年 月 日
秋田県徴税吏員			(印)

様式第五十六号中「」を「」に改める。
様式第五十七号から様式第六十号までを次のように改める。

差 押 通 知 書													
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)											年 月 日		
様											秋田県徴税吏員		
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、財産を差し押さえます。													
滞 納 者	住(居)所 (所在地)						氏 名 (名 称)						
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限	法定納期限	番 号	税 額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考	
							円	円	円	法律による金額 (円)	円		
										"			
										"			
										"			
										"			
										"			
計										"			
※滞納処分費		法律による金額 (円)		滞納処分費徴収の主たる理由その他						滞納金合計			
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)												
連 絡 先	所 属 : 氏 名 : 電話番号 :												
この処分 に不服が ある場合 の救済の 方法	(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)												

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

組合員等の持分の払戻等請求書											
											年 月 日
所在地 (組合等の名称) 代表者 様											秋田県総合県税事務所長 印
先に差し押さえた次の滞納者の持分の払戻し(譲受け)をしてください。 国税徴収法第74条第1項の規定により、請求します。											
滞 納 者	住(居)所 (所在地)					氏名 (名称)					
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限	番号	税 額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備 考
						円	円	円	法律による金額 (円)	円	
									"		
									"		
									"		
									"		
									"		
									"		
	計									"	
滞納処分費		※ 金 額		滞納処分費徴収の主たる理由その他				滞納金合計			
		法律による金額 (円)									
持分の払戻し(譲受け)の請求の予告をした年月日					年 月 日						
払戻し(譲受け)を請求する持分の種類、口数等											
この処分に不服がある場合の救済の方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)									

(注) ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この請求書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書												
										年 月 日		
所在地 (組合等の名称) 代表者 様												
秋田県総合県税事務所長										印		
先に差し押さえた次の滞納者の持分の払戻し（譲受け）の請求をすることを予告します。 国税徴収法第74条第2項の規定により、通知します。												
滞 納 者	住（居）所 (所在地)							氏名 (名称)				
滞 納 金 額	年度	税 目	期(月)別	納期限	番 号	税 額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備 考	
						円	円	円	法律による金額 (円)	円		
									〃			
									〃			
									〃			
									〃			
									〃			
	計									〃		
滞納処分費		※ 金 額		滞納処分費徴収の主たる理由その他						滞納金合計		
		法律による金額 (円)										
差 押 年 月 日				年 月 日								
払戻し（譲受け）を請求する持分の種類、口数等												
この処分に不服がある場合の救済の方法												
(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)												

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

交 付 要 求 通 知 書												
滞 納 者 (質 権 者 等) 住 (居) 所 (所 在 地) 氏 名 称 (名 称)											年 月 日	
秋田県総合県税事務所長											印	
次のとおり地方税法											の規定により交付要求したので、国税徴収法第82条第2項（第82条第3項において準用する同法第55条）の規	
定により、通知します。												
滞 納 者		住 (居) 所 (所 在 地)				氏 名 (名 称)						
交 付 要 求 額 内 訳	年度	税目	期(月)別	納期限	法 定 納 期 限	番 号	税 額	加 算 金	重 加 算 金	※ 延 滞 金	計	備 考
							円	円	円	法律による金額 (円)	円	
										(")		
										(")		
										(")		
										(")		
	計										(")	
※ 滞納処分費		法律による金額 (円)		滞納処分費徴収の主たる理由その他						滞納金合計		
交 付 要 求 は に 事 件 名	財 産 の 名 称、 性 質 及 び 所 在											数 量
執 行 機 関 名						事 件 番 号 又 は 差 押 年 月 日						
交 付 要 求 年 月 日						年 月 日						
この処分に不服がある 場合の救済の方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)										

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第六十二号及び様式第六十三号を次のように改める。

参加差押通知書												
										年 月 日		
滞納者 住(居)所 (所在地) 氏名 (名称) 様										秋田県総合県税事務所長 印		
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため地方税法										の規定により参加差押えをしたので、国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。		
滞納者	住(居)所(所在地)				氏名(名称)							
滞納金額	年度	税目	期(月)別	納期限督促状発付日	法定納期限	番号	税額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額	円	
										(円)		
										"		
										()		
										"		
計										()		
※滞納処分費		法律による金額		滞納処分費徴収の主たる理由その他						滞納金合計		
		(円)										
参加差押財産	(名称、数量、性質及び所在)											
(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)												
この処分に不服がある場合の救済の方法												

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

参加差押通知書 (質権者等用)												
											年 月 日	
質権者等 住(居)所 (所在地) 氏名 (名称)											様	
											秋田県総合県税事務所長	
											印	
あなたの権利の目的となっている財産については、既に滞納処分による差押えがされているので、滞納に係る徴収金について参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第4項において準用する同法第55条の規定により、通知します。												
滞納者		住(居)所 (所在地)				氏名 (名称)						
滞 納 金 額	年度	税目	期(月)別	納期限 督促状 発付日	法定 納期	番号	税額	加算金	重加算金	※延滞金	計	備考
							円	円	円	法律による金額 (円)	円	
										"		
										"		
										"		
										"		
	計										"	
※滞納処分費		法律による金額 (円)			滞納処分費徴収の主たる理由その他					滞納金合計		
参加差押えをした年月日							年 月 日					
参加差押えに係る財産	(名称、数量、性質及び所在)											
この処分に不服がある場合の救済の方法		(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)										

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第六十四号中「㊦」を「㊧」に改める。
様式第七十四号を次のように改める。

様式第74号 配当計算書

配 当 計 算 書				
年 月 日				
様				
秋田県総合県税事務所長 印				
次のとおり換価代金等を配当します。 国税徴収法第131条の規定により、この計算書を作成します。				
滞納者	住（居）所 （所在地）		氏名 （名称）	
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金 額（円）
受 払	債権者の住（居）所及び氏名	総合県税事務所長が 確認した債権額	配当順位	配当金額（円）
残 余 金（ ～交付）				
換価代金等の交付	日	時	場 所	
この処分に不服がある 場合の救済の方法	（この欄には、様式第52号の例による教示の文を記載すること。）			

注 配当計算書の内訳は、別紙のとおりです。

配当計算書内訳										(滞納者))	
名称その他										受入額					備考			
財産換価																		
(債務者																		
差押えに係る徴収金	摘要	税目等	法定納期限	滞納金額	配当順位	税額	配当延滞金	加算金	処分費	計	備考							
	年月日			円		円	円	円	円	円								
	年月日																	
	年月日																	
	年月日																	
	年月日																	
	年月日																	
	年月日																	
	年月日																	
	年月日																	
	年月日																	
		計																
受付年月日	交付要求機関	税目等	法定納期限等	総合県税事務所 所長が確認した債権額	配当順位	配当金額				備考								
				円		円												
	債権者の住(居)所及び氏名	債権の種類	担保権等の 設定年月日	総合県税事務所 所長が確認した 債権額	配当順位	配当金額				備考								
				円		円												
私債権																		
配当合計額										備考								
残余金(~交付)										備考								

様式第七十五号中「㊦」を「㊧」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年一月四日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。